

NISAをご利用のお客さまへ

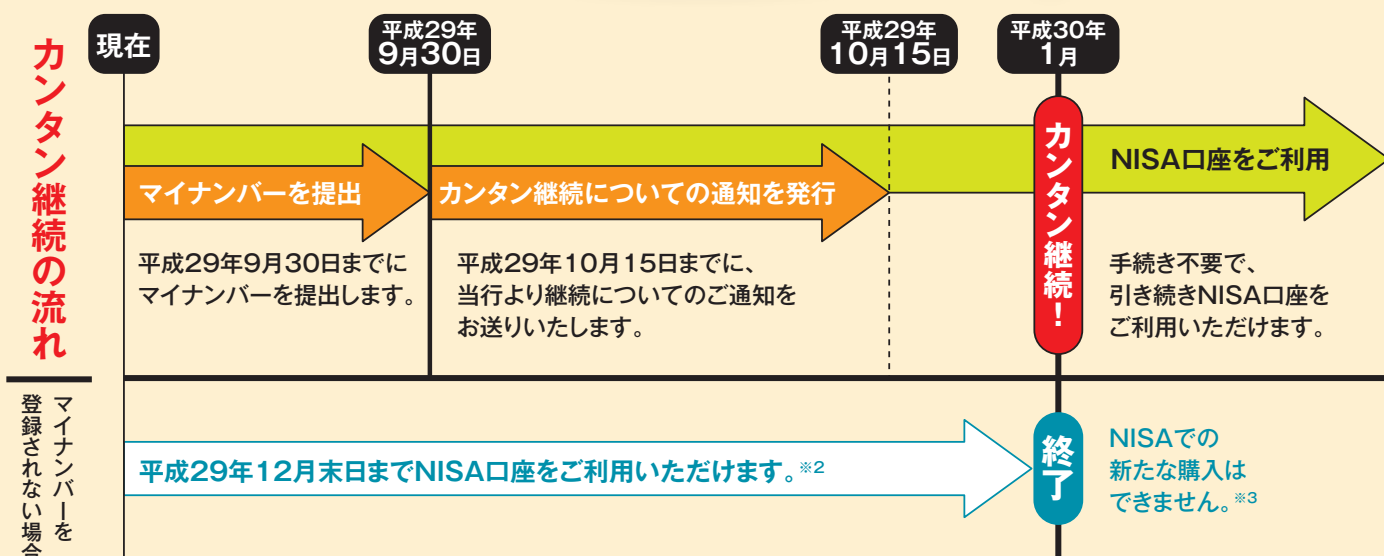
NISA口座をカンタンに継続 するためのご案内です!

平成30年1月以降もNISA口座を利用するには?

ご提出期限

平成29年 9月30日

マイナンバーをご提出いただくと
申請不要でカンタン継続!※1



※1 非課税適用確認書交付申請書の提出があったものとみなされ、非課税枠が設定されます。

みなし手続きの取扱いを希望されない場合には、平成29年9月30日までに当行へその旨の届出書をご提出いただく必要があります。

※2 平成29年9月30日までにマイナンバーをご提出いただけなかった場合でも、平成29年10月以降に改めて当行にて非課税適用確認書の交付申請書の提出手続きを行えば、平成30年分以後の非課税枠を設定することができます。なお、その際の手続きでもマイナンバーを当行へご提出いただく必要があります。

※3 お客さまがNISAでお持ちの投資信託は購入した年から5年間非課税です。

●お問い合わせは店頭窓口またはこちらへ

総合企画部 金融商品管理室

095-824-8223

【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00 (銀行休業日を除く)

ホームページ

長崎銀行

検索

 長崎銀行

(H29.2) S